

都道府県知事・政令市長 殿

環境省 水・大気環境局長

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染  
防止法等の一部を改正する法律の施行等について（通知）

第164回国会において、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号。以下「改正法」という。）が可決、成立し、平成18年2月10日に公布され、大気汚染防止法の改正に係る部分が平成18年10月1日から施行されることとなったところである（石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成18年政令第268号））。これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第269号。以下「改正政令」という。）及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成18年環境省令第25号。以下「改正省令」という。）が、平成18年8月11日付けをもって公布され、平成18年10月1日から施行されることとなった。

今回の法改正のうち、大気汚染防止法に係る部分は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散を防止することを目的に行われたものである。貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

石綿による健康被害に係る問題については、平成17年7月以降、政府部内において「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、同年12月27日に開催された同会合において、「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられたところである。この間、隙間のない健康被害者の救済等と併せ、「今後の被害を未然に防止するための対応」について関係府省において検討が行われ、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の4法律について一括して一部改正を行うことが総合対策に盛り込まれるに至った。このうち、大気汚染防止法の一部改正においては、石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底し、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による特定粉じんの飛散を防止する対策を義務付けることとした。

第2 改正の内容

1 定義

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、従来、特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業が規制の対象とされていたが、改正法による改正後の大気汚染防止法（以下「法」という。）第2条第12項の政令で定める作業において、建築物以外の工作物が対象に追加された。なお、法の「工作物」は民法や過去の判例によるものを基本としているため、土地に接着して人工的作為を加えることによって成立した物の解体等作業が全て規制対象となり得ることとなる。ただし、改正政令による改正後の大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）第3条の3において規制対象となる建築材料が限定さ

れていることに留意されたい。

特定建築材料に規定されている「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」における石綿の含有の考え方については、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるものをいうものとする。

## 2 作業基準

工作物において適用される作業基準は、従来の建築物における作業基準と同様とすることを規定している（改正省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）第16条の4）。しかし、製造施設などにおいては当該施設の特性上、薬液を使用できない場合等もあることから、特定粉じん排出等作業の方法に同等以上の効果を有する措置として具体的内容が届け出られた場合は、解体等の対象となる工作物の特性やその状態、届け出られた特定粉じんの飛散防止技術・方法等を十分考慮して作業基準に適合するか判断されたい。

## 3 届出

特定粉じん排出等作業の実施の届出事項に工作物に関する事項を追加（法第18条の15第1項等）したほか、工作物の追加等に伴い特定粉じん排出等作業実施届出書の様式を改正した（規則第10条の4第1項）。また、工作物についての特定粉じん排出等作業は、製造施設等を有する工場において実施されることが多いと想定されることなどから、二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物その他の工作物について行われる場合だけでなく、二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場又は事業場において行われる場合も一の届出書によって届出をすることができることとし、行政庁と届出者の便宜を図っている（規則第13条第4項）。

## 4 報告及び検査

工作物の解体等作業について石綿飛散防止の実効性を確保するため、報告徴収及び立入検査の対象に工作物に係る事項を追加（法第26条、令第12条）している。

# 第3 経過措置等

## 1 経過措置

改正政令により新たに追加される特定粉じん排出等作業が平成18年10月1日に現に行われている場合における当該作業については、同日以降に届出を提出する必要はなく、また、同日以降も作業基準の遵守義務（法第18条の17）及び作業基準適合命令等（法第18条の18）の規定は適用されない（改正政令附則第2項）。

## 2 事務の委任

建築物以外の工作物が規制対象に追加されたことに伴い、特定粉じん排出等作業の規制に係る都道府県知事の権限に属する事務については、令第13条第1項から第3項までに掲げる市の長に委任され、工場に係る事務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長及び同法第252条の22第1項の中核市の長に委任される。

## 3 特定粉じん排出等作業に係る届出状況の報告

平成18年3月1日から平成18年12月末までの特定粉じん排出等作業の届出状況を別添の様式により、平成19年1月15日までに環境省に報告されるようお願いしたい。

なお、毎年定期的に報告をお願いする事項については、別途通知する。

## 4 既発通知の取扱い

その他この通知に定めのないものについては、従来の通知に定めるものを参考にして判断されたい。